

# 令和7年度 柏市立柏第二中学校 いじめ防止基本方針

## 1. 基本理念

学校は全ての生徒が安心して安全に過ごせるところでなければならない。その前提があつてこそ生きる力の育成や豊かな心の育成がなされる。

しかし、いじめは人権侵害であり、いじめられた者の将来を大きく変えてしまう危険性のある行為である。そこで、本校では職員が一丸となり、いじめの防止、早期発見、対応にあたるため本方針を策定した。また、学校基本方針の策定に際し、その内容を保護者や地域住民、生徒にも検討してもらい、策定後の取り組みが円滑に進められるようとする。

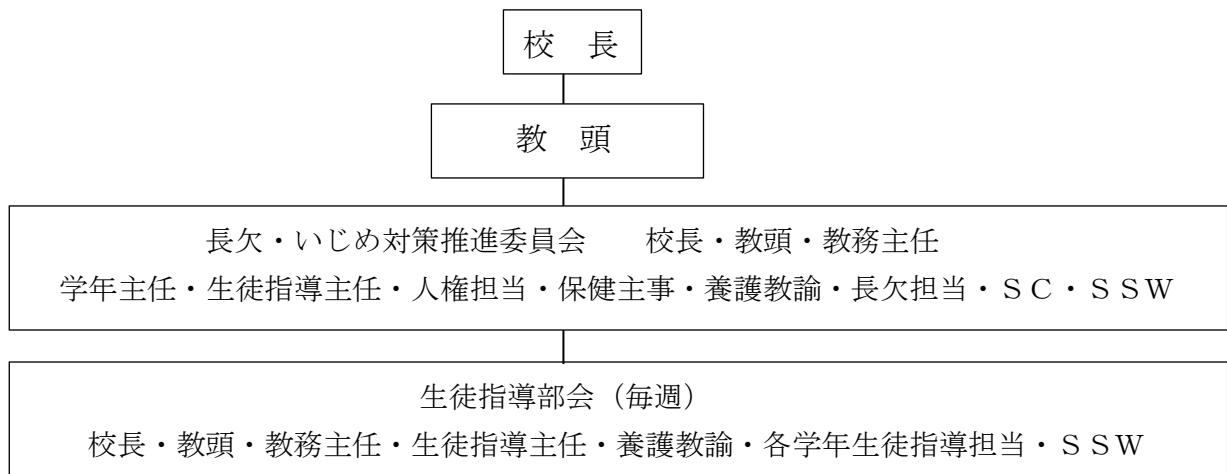
### [いじめの定義] (いじめ防止対策推進法 第2条・第3条より)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止等のための対策は、いじめがすべての児童等に關係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わずにいじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならぬ。

## 2. 組織及び組織図

校長を中心に既存の「長欠・いじめ対策委員会」を中心の組織とするが早期発見、早期対応のために毎週行われている生徒指導部会（月曜日の2校時）で各学年でのいじめ関係の連絡をとりあう。



### 3. いじめの未然防止について

- 本基本方針のHP掲載等保護者に対してもいじめに対する啓発を図る。

いじめ防止対策推進法 第9条（保護者の責務等より）

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

上記の9条にもあるように生徒が被害者になる場合も、加害者になる場合もあるので事前に家庭教育でも規範意識を養う指導をしていただく。

□本校の目標の一つである挨拶を通して生徒とのコミュニケーション、心の触れ合いを大切にしていく。また、一人ひとりの生徒を大切に扱うことにより生徒の人権意識を醸成していく。

□個別支援教員（生徒指導・不登校支援・特別支援）を配置する。

□生徒指導主任を中心に生徒指導体制を確立し、密着指導、情報共有、迅速対応を日常化し組織で対応する。

□道徳の授業、人権教育を従来通り行い、生徒の規範意識を高めることにより、いじめの未然防止に努める。自己指導能力の獲得を目指したわかる授業の推進を行う。

□教師が範を示し、物事の解決に暴力を使うことを否定する指導、体罰、言葉の暴力等を学校からなくす。

□基礎基本を大切にしたわかる授業の実践により、生徒個々に充実感をあたえる。それと同時に各教師が生徒指導の機能を生かした授業が展開できるようにしていく。

□ネットや掲示板等によるいじめの予兆がないかどうか柏市少年補導センターとも連携を密にしていく。

□生徒の心の問題とともに家庭や友人、地域等の問題が複雑に絡み合い、学校だけでは問題の解決が困難なケースも多くなっている。そこで、民生委員・主任児童委員・SSW・警察関係者等を招き、合同の研修及び情報交換を実施する。

□LD・ADHD・自閉スペクトラム症等の、発達障害特性を有する生徒が、いじめの対象となったり、集団への不適応を起こしたりする場合があることを踏まえ、学校全体で特別支援教育を推進し、理解・啓発を図ることにより、いじめを未然に防止するよう努める。

□外国にルーツのある生徒は、言語や文化の差異から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒に対する理解を促進するとともに学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

□自殺念慮の割合が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて教職員の理解を促進する。学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、性別違和や性的指向・性自認に関する人権教育の推進や個別の事案に応じ、SC等を活用しながら、生徒の心

情等に配慮した対応を行う。またカミングアウトの強制がないように、日頃より相談しやすい環境を整える。

□性別違和や性的指向・性自認に係る生徒や保護者から学校に対して相談が寄せられた際は、決して※アウティングととられないように教育委員会、医療等の関係機関と連携して適切に対応する。

※アウティングとは、他人の秘密をその人の許可なく暴露する、されること。

(『L G B T ガイドライン～職員が性の多様性への理解を深めるために～』

柏市男女共同参画センター参照)

□東日本大震災等により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒

(以下「被災生徒」という。)への理解と対応として、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

□ウクライナ情勢等をめぐる生徒への適切な対応として、関係国を出自とする理由に、関係する生徒に対して、差別等の不当な扱いによるいじめが起こらないよう、学校や関係機関で注意深く見守り、いじめの未然防止に取り組む。また、発達段階に応じて、学校生活のあらゆる場面に通じて人権教育の推進に努める。

□感染症等の感染者や濃厚接触者、感染症の対策や治療にあたる医療従事者等に関する生徒に対して、偏見やいじめが起こらないよう、学校全体で注意深く見守り、いじめの未然防止に取り組みます。また、不安やストレスを抱えている生徒がいる場合は、SC等を活用し、必要に応じて関係機関と連携しながら対応する。

□宗教との関わりに起因する問題を背景とした生徒への理解と対応として、課題を抱える生徒の早期発見と支援に努める。また、心のケアを図る必要があると考えられる事案があった場合には、SCやSSWと共にチーム学校として、教育相談に取り組み、児童相談所等の関係機関と連携し、必要な支援を行う。

#### 4. いじめの早期発見について

□全生徒を対象に学期に1回程度及び状況に応じて、アンケート調査を行い、状況把握に努める。また、アンケート項目については適宜内容が生徒の実態に即しているか検討していく、調査結果は担任だけでなく、複数の目でチェックするように学校全体で周知する。

□生活記録手帳等での生徒とのコミュニケーションを大切にし、生徒同士の人間関係やその日あった出来事等についてモニターすることによりいじめの早期発見に努める。

□授業中や休み時間の生徒同士の人間関係に留意し声をかけながら『ふざけ』か『いじめ』か見極めていく。

□欠席しがちな生徒に対しては『電話連絡』や『家庭訪問』により原因にいじめがないかどうか確認する。

□年に1度程度『いじめ』や『いじめ対応』に関する研修を行い教師の『いじめ』に対する

る感度を高める。また、こども基本法・生徒の権利に関する理解を深めるため、生徒指導主任及び人権教育担当者等を対象に研修を継続して行う。

## 5. いじめの相談・通報の体制について

- 直接担任に相談できる者は担任へまた、全校の相談窓口になっている養護教諭、教頭を含め全職員で相談活動に対応する。
- 直接、教師等に相談できない生徒に対しては設置してある目安箱等の間接的な方法を使ってSOSを発信する。またそのように通常から学活等で連絡しておく。
- 掲示してある柏市の『やまびこでんわ』、千葉県人権擁護委員会のポスター(フリーダイヤル付)、児童虐待関係のステッカー(相談ダイヤル付)で外部団体との連絡がとれるよう常に配慮する。
- 『いじめ』の通報、連絡等については命に係る場合のある重大なことで、いわゆる『チクリ』等のレベルの低い話ではないことを日頃の学活等で指導していく。
- SOSの出し方に関する教育を推進する。いじめをはじめとする悩みを抱えた時に「現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために適切な援助希求行動(身近にいる信頼できる大人にSOSを出す)ができる」、「身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができる」を目指し、校長講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配付時等で、全ての生徒を対象に毎年度繰り返し実施する。
- いじめの相談、通報のための窓口、電話番号等を生徒及び保護者にリーフレット等で伝える。さらに、これまでの電話相談、電子メールでの相談に加え、いじめの早期発見、早期対応、抑止力を目的とした※STANDBYアプリを導入する。  
※STANDBYアプリとは、生徒の持っているスマートフォンや一人一台端末等からワンタッチで生徒課や専門機関に直接いじめ等の報告・相談できるアプリのこと。

## 6. いじめを認知した場合の対応及び指導について

- 当該生徒の担任、当該学年の生徒指導担当の教師を中心に事実関係を把握する。
- 事実関係を把握し『いじめ』があると判明した場合は次の1+3の対応をしていく。また、その『いじめ』が犯罪行為として取り扱われるべきものである場合は警察や教育委員会等の関係機関と連携して指導にあたる。

### 【1+3について】

#### 1とは

##### □被害生徒及びその保護者への支援

- ・当該生徒については『いじめ』による苦痛を早期に取り除き、早く通常の学校生活に戻れるよう学年、学校全体で支援していく。
- ・被害生徒は自尊心が傷ついている可能性が高いので「あなたは悪くない」ことをきちんと伝えた上で自尊感情を高めるよう留意して話を聴く。
- ・当該生徒の保護者に対しても学校は当該生徒の立場に立って支援していくことを伝え、保護者と共に当該生徒を守っていく。

- ・保護者への支援は電話等でなく直接面会して行うことを基本とする。なお、被害生徒の状況等を伝える場合は保護者の心情等にも十分配慮して報告等を行う。

#### + 3 とは

##### ①加害生徒に対する直接指導

- ・加害生徒に対し被害生徒の心身の苦しみ等について理解させる指導を行い、被害生徒に対して二度と同様の行為をしないように指導する。
- ・被害生徒と同じ学級等の場合によっては一時的に別室等へ移動して学習をさせる等の被害者救済の措置も視野に入れて指導にあたる。また、場合によっては犯罪行為になること等も指導していく。

(刑法第 208 条 暴行、同第 204 条 傷害、同第 233 条 強要、同第 176 条 強制わいせつ、同第 249 条 恐喝、同第 235 条 窃盗、同第 261 条 器物損壊等、同第 222 条 駭迫、同第 230 条 名誉毀損、同第 231 条 侮辱)

##### ②加害生徒の保護者に対する助言

- ・「3. いじめの未然防止について」でも触れたが、保護者の責務に『～いじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導～』とあるように加害生徒が再び『いじめ』を行わないように保護者への助言をしていく。(加害生徒が自分自身のより良い自己実現ができるように)

##### ③傍観者への指導

- ・『いじめ』を見ていた（クラス等の）生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・たとえ、『いじめ』を止めさせることはできなくとも、誰かに知らせる勇気を持つように伝え指導する。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、『いじめ』に加担する行為であることを理解させる。いずれにせよ、『いじめ』は学級等一定の人間関係の中で起こるものなので、絶対に『しない』『させない』『許さない』というクラスの雰囲気作りは重要である。

## 7. 重大事態の対応について

#### 重大事態とは…

『いじめ』により生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき  
『いじめ』により生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- 重大ないじめ事案や生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある犯罪行為と認められた場合には、法第 23 条第 6 項に基づき、直ちに警察署生活安全課及び千葉県柏児童相談所に相談・通報を行い、支援を要請する。
- 長欠・いじめ対策推進委員会のメンバーを至急招集する。
- 当該学級、学年又は全校生徒から情報収集のための質問票の記入を実施し詳しい状況を把握する。合わせて詳しい情報を持っている生徒からの聞き取りを行う。
- 重大事態の事実関係及びその他必要な情報を、いじめを受けた生徒及びその保護者に適切に提供する。

□いじめの重大案件や複雑なトラブル対応を求められた際はスクールロイヤーを派遣する。法的根拠をもった早期対応が可能となり、学校教育に係る諸課題に関する法律上の問題点等について、法的側面から助言をいただく。

□いじめに関わった生徒の心身と関係性の修復及び、再発防止に努める。

①学校又は保護者の要望に応じてSCを派遣し、必要に応じていじめに関わった生徒及び保護者に対してのカウンセリングを行う。

②いじめが原因で不登校が発生した場合には、学習支援室への通級・通室によって、いじめに関わった生徒の学びの場の確保を行い、支援する。

③関係機関と連携しながら、いじめに関わった生徒への指導を継続して行う。

## 8. 公表、点検、評価等について

□本いじめ防止基本方針をHPで公表することで保護者への啓発、協力を仰ぐ。

□年度ごとに発生した『いじめ』について分析を行い、次年度以降の『いじめ』対策に生かし、『いじめ』の起こりにくい学校風土を作っていく。

□学校評価等で保護者からも広く学校での取り組みについての評価をいただく。